

訪問介護事業所向け  
特定事業所加算  
算定のガイドブック

# 目次

---

- はじめに
- 特定事業所加算とは？
- 特定事業所加算の単位数
- 特定事業所加算の算定要件
- 特定事業所加算の算定要件の詳細
- 特定事業所加算の留意点

# はじめに

---

本資料をダウンロード頂きありがとうございます。

本資料は特定事業所加算についての前提情報を把握するために活用いただく資料となっています。具体的な解釈や申請等については、公表されている最新情報をもとに、所轄官庁へお問い合わせいただきますよう何卒宜しくお願い致します。

# 特定事業所加算とは？

---

特定事業所加算とは、ヘルパーの活動環境の整備や人材の質の確保、中重度者への対応など、質の高いサービスを提供する訪問介護事業所を段階的に評価する加算として設けられています。

「訪問介護における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業（速報値）」によると、特定事業所加算の算定率は、（Ⅰ）が『10.2%』、（Ⅱ）が『31.9%』、（Ⅲ）が『2.0%』、（Ⅳ）が『0.2%』、算定なしが『55.8%』と、約半数の事業所しか算定していない加算です。

要件が段階的に設けられているので、加算を取得し、より上位の加算を取得できるようになることは、事業所の経営状況にメリットがありますので、算定要件をしっかりと把握しましょう。

# 特定事業所加算の単位数

---

特定事業所加算は（Ⅰ）・（Ⅱ）・（Ⅲ）・（Ⅳ）の4種類があり、算定できる単位数は以下のようになっています。

**特定事業所加算（Ⅰ）:所定単位数の20%**

**特定事業所加算（Ⅱ）:所定単位数の10%**

**特定事業所加算（Ⅲ）:所定単位数の10%**

**特定事業所加算（Ⅳ）:所定単位数の5%**

※（Ⅰ）・（Ⅱ）・（Ⅲ）・（Ⅳ）は、いずれかしか算定できません。

# 特定事業所加算（Ⅰ）の算定要件

以下の要件をすべて満たす必要があります。（※後ほど詳しく説明）

- ①訪問介護員等に対して個別研修計画の策定、研修の実施をしていること
- ②利用者の情報や留意事項等の伝達、訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催していること
- ③サービス提供責任者から訪問介護員等に利用者の情報や留意事項等の伝達、及び訪問介護員等からサービス提供責任者への報告を行っていること
- ④訪問介護員等に健康診断を定期的に実施していること
- ⑤緊急時における対応方法を利用者に明示していること
- ⑥訪問介護員等の総数に対して『介護福祉士の占める割合が30%以上』または『介護福祉士、実務者研修修了者等が占める割合が50%以上』であること
- ⑦すべてのサービス提供責任者が『3年以上の実務経験がある介護福祉士』または『5年以上の実務経験がある実務者研修修了者等』であること
- ⑧『前年度』または『前3月間』において、利用者総数のうち要介護度4、5または特定の状態である者の占める割合が20%以上であること
- ⑩都道府県知事等へ届出していること

※後ほど比較する上で、番号を飛番にしています。

# 特定事業所加算（Ⅱ）の算定要件

---

以下の要件をすべて満たす必要があります。（※後ほど詳しく説明）

- ①訪問介護員等に対して個別研修計画の策定、研修の実施をしていること
- ②利用者の情報や留意事項等の伝達、訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に行っていること
- ③サービス提供責任者から訪問介護員等に利用者の情報や留意事項等の伝達、及び訪問介護員等からサービス提供責任者への報告を行っていること
- ④訪問介護員等に健康診断を定期的に行っていること
- ⑤緊急時における対応方法を利用者に明示していること
- ⑩都道府県知事等へ届出していること

以下の要件のいずれかを満たす必要があります。（※後ほど詳しく説明）

- ⑥訪問介護員等の総数に対して『介護福祉士の占める割合が30%以上』または『介護福祉士、実務者研修修了者等が占める割合が50%以上』であること
- ⑦すべてのサービス提供責任者が『3年以上の実務経験がある介護福祉士』または『5年以上の実務経験がある実務者研修修了者等』であること

※後ほど比較する上で、番号を飛ばしています。

# 特定事業所加算（Ⅲ）の算定要件

---

以下の要件をすべて満たす必要があります。（※後ほど詳しく説明）

- ①訪問介護員等に対して個別研修計画の策定、研修の実施をしていること
- ②利用者の情報や留意事項等の伝達、訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に行っていること
- ③サービス提供責任者から訪問介護員等に利用者の情報や留意事項等の伝達、及び訪問介護員等からサービス提供責任者への報告を行っていること
- ④訪問介護員等に健康診断を定期的に行っていること
- ⑤緊急時における対応方法を利用者に明示していること
- ⑧『前年度』または『前3月間』において、利用者総数のうち要介護度4、5または特定の状態である者の占める割合が20%以上であること
- ⑩都道府県知事等へ届出していること

※後ほど比較する上で、番号を飛番にしています。



# 特定事業所加算（Ⅳ）の算定要件

---

以下の要件をすべて満たす必要があります。（※後ほど詳しく説明）

- ①サービス提供責任者に対して個別研修計画の策定、研修の実施をしていること
- ②利用者の情報や留意事項等の伝達、訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に行っていること
- ③サービス提供責任者から訪問介護員等に利用者の情報や留意事項等の伝達、及び訪問介護員等からサービス提供責任者への報告を行っていること
- ④訪問介護員等に健康診断を定期的に行っていること
- ⑤緊急時における対応方法を利用者に明示していること
- ⑧『前年度』または『前3月間』において、利用者総数のうち要介護度3、4、5または特定の状態である者の占める割合が60%以上であること
- ⑨常勤のサービス提供責任者を配置し、かつ、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置していること
- ⑩都道府県知事等へ届出していること

※後ほど比較する上で、番号を飛番にしています。

# 特定事業所加算の算定要件の比較

(Ⅰ) (Ⅱ) (Ⅲ) (Ⅳ) の算定要件を比較すると以下ようになります。

	(Ⅰ)	(Ⅱ)	(Ⅲ)	(Ⅳ)
①個別研修計画の策定、研修の実施	訪問介護員等			サ責
②定期的な会議の開催 ③情報の伝達、報告 ④定期的な健康診断の実施 ⑤緊急時の対応の明示 ⑩都道府県知事への届出	共通で必要			
⑥訪問介護員等の資格要件等 ⑦サービス提供責任者の資格要件等	両方必要	片方必要	なし	
⑧中重度の利用者の割合 (Ⅰの場合は要介護度4・5、Ⅳの場合は要介護度3～5)	20%	なし		60%
⑨サービス提供責任者の基準以上の配置	なし			必要

# 特定事業所加算の算定要件の詳細①

---

『個別研修計画の策定、研修の実施』の要件

- （Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）は、すべての『**訪問介護員等（登録ヘルパー含む）**』に対して、訪問介護員等ごとに研修計画を作成し、計画に従い、研修を実施または実施を予定していること
- （Ⅳ）は、すべての『**サービス提供責任者**』に対して、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、計画に従い、研修を実施または実施を予定していること
- 従事者の資質向上のための研修内容の全体像を定めること
- 研修実施のための勤務体制の確保を定めること
- 個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定すること

# 特定事業所加算の算定要件の詳細②

---

## 『定期的な会議の開催』の要件

- 利用者の情報やサービス提供にあたっての留意事項等の伝達または訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に行うこと
- 会議は、サービス提供責任者が主宰し、サービスの提供にあたるすべての訪問介護員等（登録ヘルパー含む）が参加するように開催すること
- 会議の開催状況は、その概要を記録すること
- おおむね月1回以上、会議を開催すること

## 【留意点】

- 会議の実施にあたっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループに分かれて開催することが認められています。

# 特定事業所加算の算定要件の詳細③

---

## 『情報の伝達、報告』の要件

- サービス提供責任者が、当該利用者を担当する訪問介護員等に対して、当該利用者に関する情報やサービス提供にあたっての留意事項等を文書の手交、FAX、メール等の確実な方法によって伝達してからサービス提供を開始していること
- サービス提供責任者が、サービス提供終了後、担当する訪問介護員等から適宜報告を受けていること
- 利用者に関する情報やサービス提供にあたっての留意事項には、その変化の動向等を含めること
- 訪問介護員等から受けるサービス提供後の報告内容について、サービス提供責任者が文書（電磁的記録を含む）で記録を保存すること

# 特定事業所加算の算定要件の詳細③

---

【利用者に関する情報やサービス提供にあたっての留意事項とは？】

- 利用者のADLや意欲
- 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- 家族を含む環境
- 前回のサービス提供時の状況
- その他サービス提供にあたって必要な事項

【利用者に関する情報やサービス提供にあたっての留意事項の留意点】

- 「前回のサービス提供時の状況」以外の項目については、変更が合った場合に記載することで足ります。
- サービス提供責任者が事業所に不在の場合は、事前に一括して指示を行い、適宜事後に報告を受けることが可能です。（ただし、訪問介護員等の間での引継ぎ、体調急変の際のサービス提供責任者との連絡体制は必要）

# 特定事業所加算の算定要件の詳細④

---

## 『定期的な健康診断の実施』の要件

- すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的に実施していること
- 少なくとも1年に1回実施されていること
- 事業主の費用負担にて実施されていること

## 【留意点】

- すべての訪問介護員等には、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等も含めます。
- 新たに加算を算定する場合は、少なくとも1年以内に健康診断が実施される計画をもって申請することができます。

# 特定事業所加算の算定要件の詳細⑤

---

『緊急時の対応の明示』の要件

- 緊急時等における対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付して、説明を行っていること

【留意点】

- 重要事項説明書等に緊急時の対応方法を記載して交付することでも文書交付の要件を満たします。



# 特定事業所加算の算定要件の詳細⑥

---

『訪問介護員等の資格要件等』の要件

●『前年度（4月～2月）』または『届出の属する月の前3月』の訪問介護員等の総数のうち『介護福祉士の占める割合が30%以上』または『介護福祉士・実務者研修修了者・介護職員基礎研修課程修了者・ホームヘルパー1級課程修了者の占める割合が50%以上』であること

## 【留意点】

- 常勤換算方法により算出した数を使用して計算します。
- 生活援助従事者研修修了者は、0.5を乗じて算出します。
- 介護福祉士、実務者研修修了者は、前月の末日時点で資格を取得または研修を修了した人を数えます。
- 看護師等は、ホームヘルパー1級課程修了者として数えることができます。
- 前年度の実績が6月未満の事業所は、前年度の実績による算定はできません。
- 前3月の実績による届出を行った事業所は、届出を行った月以降も直近3月間の割合が毎月継続的に所定の割合を維持しなくてはなりません。

# 特定事業所加算の算定要件の詳細⑦

---

『サービス提供責任者の資格要件等』の要件

- すべてのサービス提供責任者が、『3年以上の実務経験がある介護福祉士』または『5年以上の実務経験がある実務者研修修了者・介護職員基礎研修課程修了者・ホームヘルパー1級課程修了者』であること
- 指定居宅サービス等基準により1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所においては、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置していること

【留意点】

- サービス提供責任者の実務経験は、サービス提供責任者としての従事期間ではなく、介護に関する業務に従事した期間であり、資格取得前や研修修了前の従事期間も含まれます。
- 指定居宅サービス等基準により1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所では、常勤1名と非常勤職員の常勤換算数によるサービス提供責任者の配置で基準を満たすことになるが、加算を算定するためには常勤2名以上の配置が必要になります。

# 特定事業所加算の算定要件の詳細⑧

---

## 『中重度の利用者の割合』の要件

- （Ⅰ）では、『前年度』または『算定日が属する月の前3月間』における利用者の総数のうち、『要介護度4、5』、『日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ、M』、『たんの吸引等を必要』の者の占める割合が20%以上であること
- （Ⅳ）では、『前年度』または『算定日が属する月の前3月間』における利用者の総数のうち、『要介護度3、4、5』、『日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ、M』、『たんの吸引等を必要』の者の占める割合が20%以上であること

## 【留意点】

- 『利用実人員』または『訪問回数』を用いて算定します。
- 『たんの吸引等を必要とする者』を算入できる事業所は、登録事業者として登録を受けている場合に限られます。
- 前年度の実績が6月未満の事業所は、前年度の実績による算定はできません。
- 前3月間の実績による届出を行った事業所は、届出を行った月以降も直近3月間の割合が毎月継続的に所定の割合を維持しなくてはなりません。

## 特定事業所加算の算定要件の詳細⑨

---

『サービス提供責任者の基準以上の配置』の要件

- 指定居宅サービス等基準により配置することとされている常勤のサービス提供責任者が2人以下の事業所であって、サービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置していること

# 特定事業所加算の算定要件の詳細⑩

## 【届出の時期】

加算を算定する月の前月15日までに届出を行う必要があります。

## 【届出の様式】

- 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- 特定事業所加算に係る届出書

## 【添付書類】（東京都を例に）

- 訪問介護員についての個別研修計画（全体の研修計画及び従業者ごとの個別研修計画）
- 訪問介護員の技術指導を目的とした会議の定期的な開催を確認できる資料（会議次第、会議の出席表、議事録等）
- サービス提供責任者と訪問介護員等との間の情報伝達及び報告体制を確認できる資料
- 訪問介護員等に対する健康診断の定期的な実施体制が確認できる書類
- 緊急時における対応方法の明示を確認できる資料
- 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表
- サービス提供責任者の資格証・修了証（介護福祉士、実務者研修、介護職員基礎研修課程、一級課程）の写し

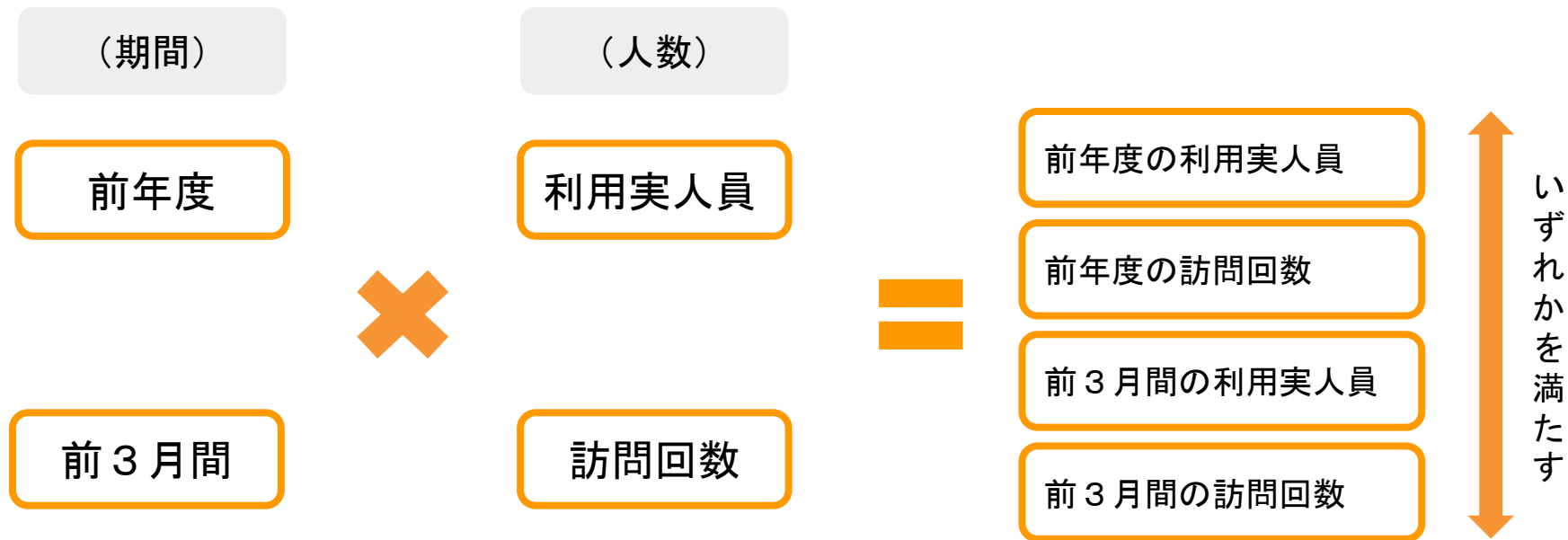
## ●サービス提供責任者経歴書

- 訪問介護員等の総数のうち介護福祉士が30%以上、又は介護福祉士・実務者研修修了者・介護職員基礎研修修了者・1級介護職員の合計が50%以上であることが確認できる資料
- 前年度又は前3月の利用者のうち、要介護度4又は5・認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者・たんの吸引等が必要な者の総数が20%以上であることが確認できる資料
- （Ⅳ）の場合、全てのサービス提供責任者の個別研修計画
- （Ⅳ）の場合、前年度又は前3月の利用者のうち、要介護者3から5・認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者・たん吸引等が必要な者の総数が60%以上であることが確認できる資料

# 特定事業所加算の留意点

中重度の利用者の割合の計算では、複数の計算方法が認められていて、いずれかの方法で計算した結果、要件を満たすことが必要です。

ですから、計算はすべての方法で行い、記録を残しておくのが良いでしょう。



# 特定事業所加算の留意点 (Q&A)

## 平成24年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.1) (平成24年3月16日) 問13

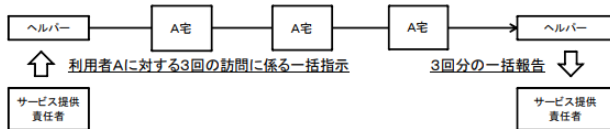
Q.

特定事業所加算の体制要件として、サービス提供責任者が訪問介護員等に対して文書等による指示を行い、サービス提供終了後、担当する訪問介護員等から適宜報告を受けることとされているが、毎回のサービスごとに行わなければならないのか。

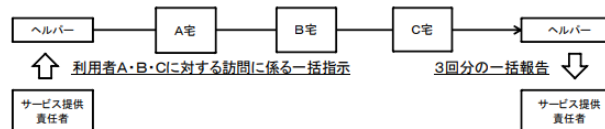
A.

サービス提供責任者は、サービス提供前に訪問介護員等に対して文書等による指示を行い、事後に訪問介護員等からの報告を適宜受けることとしているが、下図AからCまでに示す場合については、サービス提供責任者が文書等による事前の指示を一括で行い、サービス提供後の報告を適宜まとめて受けることも可能である。

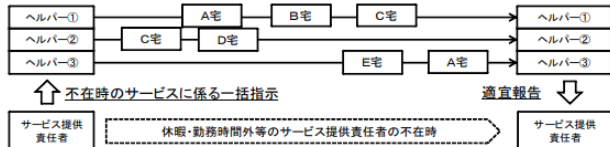
(図A) 1人の訪問介護員等が同一の利用者に複数回訪問する場合



(図C) 1人の訪問介護員等が複数の利用者に1回ずつ訪問する場合



(図B) サービス提供責任者が不在である場合



# 特定事業所加算の留意点（Q&A）

平成24年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.1)（平成24年3月16日） 問14

Q.

特定事業所加算の重度要介護者等対応要件に、「たんの吸引等の行為を必要とする利用者」が含まれたが、たんの吸引等の業務を行うための登録を受けた事業所以外はこの要件を満たすことができないのか。

A.

登録事業所以外であっても、要介護4以上又は認知症自立度Ⅲ以上の割合が20%以上であれば、重度要介護者等対応要件を満たす（登録事業所に限り、たんの吸引等の行為を必要とする利用者を重度要介護者等対応要件に関する割合の計算に当たり算入できる。）。

なお、「たんの吸引等の行為を必要とする利用者」とは、たんの吸引等の行為を当該登録事業所の訪問介護員等が行うことにつき医師の指示を受けている者をいう。



# 特定事業所加算の留意点（Q&A）

平成24年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.1)（平成24年3月16日） 問15

Q.  
特定事業所加算の重度要介護者等対応要件における具体的な割合はどのように算出するのか。

A.  
重度要介護者等対応要件の利用者の割合については、利用実人員又は訪問回数を用いて算定するものとされているが、例えば下記のような場合、前三月の平均値は次のように計算する（前年度の平均値の計算についても同様である。）。

- （注1）一体的運営を行っている場合の介護予防訪問介護の利用者に関しては計算には含めない。
- （注2）利用者Gについては、たんの吸引等の業務を行うための登録を受けた事業所のみ算入可能。
- （注3）例えば、利用者H、I、Jのように、「要介護度4以上」、「認知症自立度Ⅲ以上」又は「たんの吸引等が必要な者」の複数の要件に該当する場合も重複計上はせず、それぞれ「1人」又は「1回」と計算する。

※計算例①・②省略

なお、上記の例は、人数・回数の要件をとともに満たす場合であるが、実際には①か②のいずれかの率を満たせば要件を満たす。

また、当該割合については、特定の月の割合が20%を下回ったとしても、前年度又は前三月の平均が20%以上であれば、要件を満たす。

※ 平成21年Q & A（Vol.1）（平成21年3月23日）問29は削除する。

# 特定事業所加算の留意点（Q&A）

平成21年4月改定関係Q&A(vol.2) 問 1 2

Q.

特定事業所加算の人材要件のうちの訪問介護員等要件において、指定訪問介護事業所が障害者自立支援法における指定居宅介護等を併せて行っている場合の取扱いについて

A.

人材要件のうち訪問介護員等要件における職員の割合の算出にあたっては、介護保険法におけるサービスに従事した時間により算出された常勤換算の結果を用いるものとする。したがって、障害者自立支援法における指定居宅介護等に従事した時間は含めない。

# 特定事業所加算の留意点（Q&A）

## 平成21年4月改定関係Q&A(vol.2) 問 1 3

Q.

次のような場合における特定事業所加算の取扱い及び届出に関する留意事項について

- ・ 特定事業所加算（Ⅰ）を算定している事業所が、人材要件のいずれか一方若しくは双方又は重度要介護者等対応要件を満たさなくなった場合
- ・ 特定事業所加算（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定していた場合に、一方の要件を満たさなくなったが、もう一方の要件を満たす場合

A.

特定事業所加算については、月の15日以前に届出を行った場合には届出日の翌月から、16日以後に届出を行った場合には届出日の翌々月から算定することとなる。この取扱いについては特定事業所加算（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定していた事業所が（Ⅰ）を算定しようとする場合の取扱いも同様である（届出は変更でよい。）。

また、特定事業所加算を算定する事業所は、届出後も常に要件を満たしている必要があり、要件を満たさなくなった場合は、速やかに廃止の届出を行い、要件を満たさないことが明らかとなったその月から加算の算定はできない取扱いとなっている。

ただし、特定事業所加算（Ⅰ）を算定していた事業所であって、例えば重度要介護者等対応要件のみを満たさなくなる場合は、

（Ⅰ）の廃止後（Ⅱ）を新規で届け出る必要はなく、（Ⅰ）から（Ⅱ）への変更の届出を行うことで足りるものとし、届出日と関わりなく、（Ⅰ）の算定ができなくなった月から（Ⅱ）の算定を可能であることとする（下記例参照）。この場合、居宅介護支援事業者への周知や国保連合会のデータ処理期間の関係もあるため速やかに当該届出を行うこと。この取扱いについては、例えば（Ⅲ）を算定していた事業所が重度要介護者等対応要件を満たさなくなったが、人材要件のいずれかを満たすことから、（Ⅲ）の算定ができなくなった月から（Ⅱ）を算定しようとする場合も同様とする。

※計算例省略

# 特定事業所加算の留意点（Q&A）

## 平成21年4月改定関係Q & A(vol.1) 問 2

Q.

特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算における介護福祉士又は介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者とは、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とされているが、その具体的取扱いについて示されたい。

A.

要件における介護福祉士等の取扱いについては、登録又は修了証明書の交付まで求めるものではなく、例えば介護福祉士については、平成21年3月31日に介護福祉士国家試験の合格又は養成校の卒業を確認し、翌月以降に登録をした者については、平成21年4月において介護福祉士として含めることができる。また、研修については、全カリキュラムを修了していれば、修了証明書の交付を待たずに研修修了者として含めることが可能である。

なお、この場合において、事業者は当該資格取得等見込み者の、試験合格等の事実を試験センターのホームページ等で受験票と突合する等して確認し、当該職員に対し速やかな登録等を促すとともに、登録又は修了の事実を確認すべきものであること。

# 特定事業所加算の留意点（Q&A）

平成21年4月改定関係Q&A(vol.1) 問3

Q.  
特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算の要件のうち、計画的な研修の実施に係る要件の留意事項を示されたい。

A.  
訪問介護員等（訪問入浴介護従業者等を含む。以下問3及び問4において同じ。）ごとに研修計画を策定されることとしているが、当該計画の期間については定めていないため、当該訪問介護員等の技能や経験に応じた適切な期間を設定する等、柔軟な計画策定をされたい。  
また、計画の策定については、全体像に加えて、訪問介護員等ごとに策定することとされているが、この訪問介護員等ごとの計画については、職責、経験年数、勤続年数、所有資格及び本人の意向等に応じ、職員をグループ分けして作成することも差し支えない。  
なお、計画については、すべての訪問介護員等が概ね1年の間に1回以上、なんらかの研修を実施できるよう策定すること。

# 特定事業所加算の留意点（Q&A）

## 平成21年4月改定関係Q & A(vol.1) 問 4

Q.  
特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算の要件のうち、定期的な健康診断の実施に係る要件の留意事項を示されたい。

A.  
本要件においては、労働安全衛生法により定期的に健康診断を実施することが義務づけられた「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等を含めた、すべての訪問介護員等に対して、1年以内ごとに1回、定期的に医師による健康診断（常時使用する者に労働者に該当しない者に対する健康診断の項目についても労働安全衛生法と同様とする）を、事業所の負担により実施することとしている。  
また、「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等に対する健康診断については、労働安全衛生法における取扱いと同様、訪問介護員等が事業者の実施する健康診断を本人の都合で受診しない場合については、他の医師による健康診断（他の事業所が実施した健康診断を含む。）を受診し、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、健康診断の項目を省略できるほか、費用については本人負担としても差し支えない（この取扱いについては、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者が行う特定健康診査については、同法第21条により労働安全衛生法における健康診断が優先されることが定められているが、「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等については、同条の適用はないことから、同様の取扱いとして差し支えない。）。

# 特定事業所加算の留意点（Q&A）

平成21年4月改定関係Q&A(vol.1) 問27

Q.

特定事業所加算の届出においての留意事項を示されたい。

A.

特定事業所加算における届出については、次のとおりの取扱いとする。

- ① 訪問介護員等要件を満たすと届出を行い、特定事業所加算（Ⅱ）を算定している事業所が、当該要件を満たさなくなったが、サービス提供責任者要件は満たす場合→要届出（変更）
- ② 訪問介護員等要件及びサービス提供責任者要件をともに満たすと届出を行い、特定事業所加算（Ⅱ）を算定している事業所が、一方の要件のみを満たさなくなった場合→要届出（変更）
- ③ 訪問介護員等要件又は重度要介護者等対応要件を前年度実績により届出を行い、特定事業所加算を算定している事業所が、翌年度に当該要件を満たさなくなったが、前三月実績は満たす場合→要届出（変更）

# 特定事業所加算の留意点（Q&A）

平成21年4月改定関係Q&A(vol.1) 問28

Q.

特定事業所加算における人材要件のうち、「サービス提供責任者要件」を月の途中で満たさなくなった場合、加算の算定ができなくなるのは、その当日からか。それとも、その翌月の初日からか。

A.

翌月の初日からとする。

なお、前月の末日時点でサービス提供責任者要件を満たしていて、その翌月（以下、「当該月」という。）の途中で要件を満たさなくなった場合、当該月の末日にその状態が解消した場合に限り、加算要件は中断しないものとする。ただし、当該月に人員基準を満たさなくなった場合はこの限りでない。



# 特定事業所加算の留意点（Q&A）

---

平成18年4月改定関係Q&A(vol.2) 問28

Q.

訪問介護における特定事業所加算の算定要件については、毎月満たしていなければならないのか。また、要件に該当しないことが判明した場合の取扱いはどのようなになるのか。

A.

基本的には、加算取得の届出後についても、常に要件を満たしている必要がある。要件に該当しないことが判明すれば、その時点で廃止届出を出し、翌月分から算定しない取扱いとする。